

宿舎用駐車場における学生宿舎居住学生の自動車の駐車について

平成 17 年 2 月 8 日
交通安全対策委員会決定

国立大学法人筑波大学学内交通規制実施要項（平成 17 年 2 月 8 日制定）第 19 項の規定に基づき、宿舎用駐車場（春日地区を除く）における学生宿舎居住学生の自動車（自動二輪車を除く。）の駐車については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

1 駐車証の交付等について

- (1) 学生宿舎居住学生で、宿舎用駐車場への駐車を希望する者には、申請により駐車証を交付する。ただし、駐車許可台数は単身、世帯とも 1 台とする。

なお、申請に際しては、学生証及び免許証の提示並びに誓約書、車検証の写し及び自家用自動車保険（任意保険）証の写しの提出を求めるものとする。

- (2) 使用できる駐車場について

駐車証の交付を受けた者は、居住する学生宿舎ごとに、次の区分により指定された宿舎用駐車場に駐車しなければならない。

- ① 平砂学生宿舎に居住する者 : 平砂学生宿舎指定駐車場
- ② 追越学生宿舎に居住する者 : 追越学生宿舎指定駐車場
- ③ 一の矢学生宿舎に居住する者 : 一の矢学生宿舎指定駐車場

- (3) 選考方法について

申請者数が収容駐車台数を超えた場合は、継続入居者で駐車証の交付を引き続き申請した者、新規に申請した身体障害者及び家族と同居している者を優先し、その他の学生は抽選とする。

- (4) 駐車場の使用上の遵守事項について

駐車証の交付を受けた者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 駐車証の交付を受けた者は、駐車証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- ② 駐車証の交付を受けた者は、その責に帰すべき事由により駐車場を損傷し、又は汚損したときは遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

- ③ 駐車証の交付を受けた者は、本学が工事等駐車場の維持管理のため、一時的に駐車場の使用禁止の措置を講じた場合は、これに従わなければならない。
- ④ 上記のほか、駐車証の交付を受けた者は、駐車場の使用について大学の指示に従わなければならない。

(5) 自動車による構内での移動禁止について

① 学生宿舎居住学生は、学生宿舎地区からの通学を含む学内移動のための自動車の使用は原則として禁止する。ただし、身体障害者は、この限りでない。

② 上記①ただし書の、身体障害者については、「学生の自動車通学に係る入構規制について（平成17年2月8日制定）」に基づき、申請により駐車証の交付を受けることができる。交付に関する手続は、当該学生が所属する学群等の対応支援室等において行うものとする。

2 駐車証交付申請書等及び駐車証の様式について

駐車証交付申請書等は別記様式1のとおりとし、駐車証の様式は別に定める。

3 駐車証の交付手続について

駐車証の交付に関する手続は、各学生宿舎管理事務室において行う。

4 駐車証の有効期限について

駐車証の有効期限は、駐車証に記載された期日又は期間までとする。

5 駐車証の返還について

駐車証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに駐車証を返還しなければならない。

- (1) 学生宿舎を退居又は異なる地区の学生宿舎に転居したとき
- (2) 駐車証が不要又は有効期限が到来したとき

6 違反者に対する措置について

(1) この取扱いに違反した者に対しては、次の措置を取ることができるものとする。

- ① 自動車の移動排除等
- ② 駐車証の返還及び宿舎用駐車場への駐車禁止の措置
- ③ その他の所要の措置

(2) 自動車の移動排除等の措置は「国立大学法人筑波大学構内駐車違反車両取扱要領（平成17年2月8日制定）」の定めるところによるものとする。

付 記

1. この取扱は、平成17年4月1日から実施する。